

# 人権コラム 心、豊かに

## ◆ みんなで作る“公共の福祉”

毎年3月20日は「国際幸福デー」です。2012年7月に幸福が世界中の人々の共通の目標であり、願望であることを認め、公共政策に反映されるべきものとして、国連総会で193か国の加盟国の満場一致で採択されました。

日本国憲法にも、第三章「国民の権利及び義務」の第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と記されており、幸福を追い求めることは基本的な人権として認められています。

しかし、“自分の幸福”ばかりを追い求めていけば良いというわけでもありません。上記の条文にもあるように「公共の福祉に反しない限り」という前提があります。また、憲法の第12条にも「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と記されています。では、“公共の福祉”とはどのようなものなのでしょうか。諸説ありますが、簡単に言えば「社会全体の利益」のことです。利益といっても金銭的なものだけでなく、社会を構成する私たち一人ひとりの人権が損なわれないことなども含まれています。

このように、いくら自分の幸福のためと言っても自分勝手に振る舞って、迷惑行為や危害を加えるといったような他人の人権の侵害に該当するような行為は許されていないのです。

「それは当然のことだ」と思われるかもしれませんが、しかし、新型コロナウイルス感染者等に対して、嫌がらせや排除しようとするなどの問題はこの当然のことが正しく行われないために起きている場合があります。

一人ひとりが互いを尊重し合いながら、自分の幸福を追求することで本当の“公共の福祉”につながるのではないのでしょうか。